

2022年3月1日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止ガイドライン

～合唱団の練習・演奏会の再開に向けて～

第3.1版（2022年1月24日改訂）

兵庫県合唱連盟

1. はじめに

私たちが営む合唱活動は、その練習過程や演奏家において、長時間にわたる室内での発声を行うことが前提であるため、新型コロナウイルスの感染対策に細心の注意を必要とします。既に政府や音楽関係団体、合唱連盟等の団体により、多くのガイドラインが示され、医学的な検証も国内外の専門機関にて進められています。私たちはそれらの指針や検証をもとに、実際の感染リスクと向き合いながら、変遷していく社会での様子を観察しつつ、客観的に許容される行動様式を見極め、行動していく必要があります。本ガイドラインが、合唱団の皆さんの安心・安全な合唱活動再開の指針となることを願っています。

新型コロナウイルス感染症の状況は、いまなお社会生活に大きな影響を及ぼしており、とりわけ変異株の拡大により注意が必要で予断を許しません。引き続き感染状況には注視をし、練習や演奏会の在り方を臨機応変に見つめ直しながら、粘り強く将来に続く合唱活動を実践して参りましょう。

2. 合唱練習におけるガイドライン

合唱団の合唱練習の実施にあたり、以下を検討し防止策を講じます。

- 1) 合唱練習を行う利用施設が定める利用方針*もしくは利用施設の定めるガイドラインがある場合はそのガイドラインに従います。また、これらのガイドラインは感染状況によって改訂されるため、常に最新の指針等に依拠して対応することに務めます。

*それぞれの利用施設が準拠する「学校の新しい生活様式（令和2年12月3日 Ver.5）」（文部科学省）、
「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日制定、10月2日改訂）」（公益社団法人全国公民館連合会）、
「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年9月18日改訂）」（公益社団法人全国公立文化施設協会）等を必要に応じて勘案します。

なお、本ガイドラインにおける「マスク」とは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆っ

た) に則った形状のものをよびます。マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しません。また、変異株の拡大も踏まえ、品質の確かな、不織布マスクの使用が推奨されています。フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しません。

2) あわせて、合唱練習において以下の管理を行います。

① 練習参加時の対応 ～感染持ち込み防止のために～

・練習参加の判断

- －発熱などの症状があり、体調が万全でない団員は、練習参加を見合わせます。
- －過去1週間以内に体調不良、新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触その他感染が疑われる団員は、あわせて練習参加を見合わせます。

・体温測定・手指消毒

- －団員は練習参加の事前に体温測定して体調の管理を行い、流水石けんによる手洗いを徹底する。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指衛生剤による手指消毒を行います。

・練習会場の管理・設営

- －練習会場にはアルコール等の手指衛生剤を配置し、定期的な換気を行うなどの感染予防対策を講じます。
- －椅子・備品の設置等、練習会場の設営にあたっては十分な時間を設定し、設営者を限定し、設営者は手袋・マスクを着用、咳エチケットを実践し、十分な距離(1m)を確保します。設営前後には手洗い・アルコール等の手指衛生剤による手指消毒を行います。
- －練習会場設営後には、椅子・備品などを必要に応じて消毒します。ピアノの消毒の際はアルコールを使用せず、専用のクリーナー等を使用します。
- －会場内での飲食を行う場合は、向かい合っでの会話をしないなど十分に注意する。

② 練習時の対応 ～感染拡散防止のために～

・手指消毒

- －練習場の入退場時には流水石けんによる手洗いかアルコール等の手指衛生剤による手指消毒を行います。

・マスク等の着用

- －マスクは飛沫感染防止の効果があるため着用が望ましいですが、表現上の問題を勘

案して適宜判断します。あわせて、咳エチケットを実践します。

・ソーシャルディスタンスの確保

ー練習参加者は、ソーシャルディスタンス*の確保に努めます。あわせてパーティションの活用、対面練習の回避など、濃厚接触を避ける対応を行います。

*前後2m程度以上（マスクを着用しない場合）、左右は1m程度を確保し、密が発生しない程度

*市松模様状の並び方をした場合でも斜め前方の団員との距離を1.5m程度(最低1.2m)確保します。

*指導者・伴奏者等と団員との距離は、2m程度の距離を確保します。

ー法令を順守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、または常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）を行います。

ー休憩時間中においても、**必要に応じて**マスクを**正しく**着用し、団員との会話にあたって、ソーシャルディスタンスの確保に努めます。

ー特に、練習開始前・終了後の会場の出入口、休憩時のトイレ等では密集が発生するリスクが高いため、参加者間で分散して入退場、人との間隔を1m離し、会話はなるべく控えます。やむを得ず会話をする際にはマスクを必ず着用します。

・配布物等

ー楽譜、プリント等の配布物については手渡しを避け、複数での共有、回覧は行わないものとします。

・練習後

ーマスクを正しく着用し、咳エチケットを実践する。

ー連絡やミーティングは、可能な限りオンライン等の対面によらない方法で行います。難しい場合は人との間隔を1m離し、少人数・短時間で行います。

ー終了後に会食をする場合は、国・自治体の制限に照らし合わせ、十分に注意します。

③ 練習参加者管理 ～感染時対応のために～

・名簿管理

ー感染者の発生に備え、毎回の練習参加者をチェックし、要請があった場合、練習参加者全員の名簿（氏名・緊急連絡先）が直ちに提出できる体制を構築します。

④ 感染発生時対応

・体調不良者の隔離

ー練習中に体調が悪くなった練習参加者が出た場合は、速やかに別室に隔離し、感染が疑われる人にマスクを着用させるなどの防護策をとり、速やかに医療機関、保健所

に連絡し指示を受けます。

－対応者は、マスクや手袋等を着用の上、二次感染防止に心がけます。

3. 合唱演奏会におけるガイドライン

合唱団の合唱演奏会の開催にあたり、以下を検討し防止策を講じます。

- 1) 合唱演奏会を行う利用施設と事前に調整を行い、利用施設の定める利用方針*もしくは利用施設の定めるガイドラインがある場合はそのガイドラインに従います。

*それぞれの利用施設が準拠する「学校の新しい生活様式(令和2年12月3日 Ver.5)」(文部科学省)、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日制定、10月2日改訂)」(公益社団法人全国公民館連合会)、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和2年9月18日改訂)」(公益社団法人全国公立文化施設協会)等

なお、本ガイドラインにおける「マスク」とは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）に則った形状のものをよびます。マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しません。また、変異株の拡大も踏まえ、品質の確かな、不織布マスクの使用が推奨されています。フェイスシールドについては的確な取り扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しません。

- 2) あわせて、合唱演奏会の開催において以下の管理を行います。

① 演奏会参加時の対応 ～感染持ち込み防止のために～

・演奏会参加の判断

- －発熱などの症状があり、体調が万全でない場合は、主催者・利用者については演奏会参加を見合わせます。
- －あわせて主催者・利用者は、来場者に対して過去1週間以内に体調不良、新型コロナウイルス感染症の陽性者との濃厚接触その他感染が疑われる場合は来場を控えるようあらかじめ周知し、感染防止策への理解、協力を得ます。
- －来場者が入館に際して体調不良、平熱を超える発熱がある場合は、入館を断ることとします。

・体温測定・手指消毒

- －主催者・利用者・来場者は、来場の事前に体温測定して体調の管理を行い、流水石けんによる手洗いかアルコール手指衛生剤による手指の消毒を徹底します。

・演奏会会場の管理

ー演奏会会場（控室・楽屋・会場）にはアルコール等の手指衛生剤を配置し、定期的な換気などの感染予防対策を講じます。

・パンフレット・チラシの授受

ーパンフレットやチラシの授受は、不特定多数による接触を避けるようにします。

② 演奏会での対応 ～感染拡散防止のために～

・手指消毒

ー演奏会場の入場時には流水石けんによる手洗いかアルコール等の手指衛生剤による手指消毒を行います。

・マスク等の着用

ー主催者・利用者・観客は全員、マスク等の飛沫感染予防対策を行います。咳エチケットについても注意喚起し、実践します。

ー主催者・利用者は、観客には常時マスクの正しい着用を求め、不携帯者用として配布（販売）できるマスクを用意します。

ー利用者の演奏時のマスクは飛沫感染防止の効果があるため着用が望ましいですが、演奏上又は表現上の問題を勘案して適宜判断します。

ー利用者がマスク等を使用する場合は、マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは使用を避けます。フェイスシールドのみの使用もできるだけ避けます。

・ソーシャルディスタンスの確保

ー主催者・利用者・観客は、演奏会場内の舞台裏、控室、舞台での演奏者の配置ならびに座席配置において、ソーシャルディスタンス*の確保（同居の親族等を除く）に努めます。

*前後2m程度以上（マスクを着用しない場合）、左右は1m程度、舞台と客席の間隔は2m程度。団員同士が向かい合う配置は避けます。 *市松模様状の並び方をした場合でも斜め前方の団員との距離を1.5m程度（最低1.2m）確保します。

*歌い手から客席までの距離は、2m程度の距離を確保します。

ー法令を順守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上、または常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫）を行います。

ー複数の団体が出演する公演の場合、団体間の接触が少なくなるよう一方通行での誘導経路の設定等を検討するとともに、密集が発生しないよう移動・転換の時間を確

保します。

- －特に入館・退館時の会場の出入り口、会場内のトイレ等では密集が発生するリスクが高いため、来場者への周知、口頭での注意喚起を行い、時間を分散しての入館・退館、十分な距離をとれるよう整列を要請し、会話はなるべく控えるよう要請します。
- －観客席は、大声での歓声や声援等を伴わない場合は、収容率 100%以内とすることができますが、大声での歓声や声援等を発することが想定される場合は、収容率 50%以内で 1m 程度の距離を確保できる配置とします。
- －収容率 50%を超える収容率で開催する場合は、ブラボー等の大声での声援を行わないよう観客に徹底します。
- －休憩時には、すべての扉を開放するなど複数の出入り口を作り、ロビー・ホワイエへの移動が集中しないようにします。
- －客席での飲食はしないように周知します。
- －物品販売を行う場合は、入場制限や整列などの処置で密集を避ける。また対面販売の場合はビニールカーテン又はアクリル板等の設置、キャッシュレス販売やコイントレイなどの使用を推奨する。

・観客との接触の回避

- －面会やプレゼントの授受など、利用者と観客の接触は極力できるだけ控え、観客からのプレゼント、花束、ロビー・ホワイエ・楽屋等での面会、演奏会後の打ち上げ等を行なわないものとします。

・公演終了後

- －関係者等による打ち上げは控えるなど、密の回避と飛沫感染や接触感染を避ける方策をとる。
- －終演後に会食をする際は、国・自治体の制限に照らし合わせ、十分に注意すること。

③ 演奏会参加者管理 ～感染時対応のために～

・名簿管理

- －感染者の発生時に備え、要請があった場合、演奏会参加者全員の名簿(氏名・連絡先)が直ちに提出できる体制を構築します。

・客席管理

- －感染者の発生時に備え、観客席は指定席が推奨されます。

・接触確認アプリ

- －必要に応じて、演奏会参加者に接触確認アプリ (COCOA) の ダウンロードや各地域通知サービスの活用を呼びかける。

④ 感染発生時対応

・ 体調不良者の隔離

- －演奏会もしくはリハーサル中に体調を崩した観客、演奏会参加者が出た場合は、速やかに別室に隔離し、感染が疑われる人にマスクを着用させるなどの防護策をとり、速やかに医療機関、保健所に連絡し、指示を受ける。
- －対応者はマスクや手袋等を着用の上、二次感染防止に心がける。

以 上